

平成29年8月より日本の年金を受け取るために  
必要な資格期間が25年から10年に短縮されます。

平成29年5月12日  
在シカゴ日本国総領事館

海外にお住まいの方で、日本の年金制度に加入したことがある方におかれましては、平成29年（2017年）8月より、年金を受け取るために必要な資格期間が25年から10年に短縮されます。

詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

日本年金機構ホームページ

日本語

<http://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/roureinenkin/tansyuku/20170201.html>

英語

<http://www.nenkin.go.jp/international/english/index.files/leaflet.pdf>

日本の国民年金・厚生年金に関する照会先は次のとおりです。

日本年金機構

ホームページ：<http://www.nenkin.go.jp>

「ねんきんダイヤル」

日本国内から：0570-05-1165（ナビダイヤル）

国外・IP電話・PHSから：+81-3-6700-1165

海外に居住する日本国籍所持者の方の国民年金任意加入についてのお問い合わせ先・申込窓口は、次のとおりです。なお、日本国民年金協会における事務は平成19年6月をもって終了しております。

- (1) これから海外に転居される方は、お住まいの市区役所・町村役場です。
- (2) 現在、海外に居住している方は、日本国内における最後の住所地を管轄する年金事務所です。
- (3) ご本人が日本国内に住所を有したことがない方は、千代田年金事務所です。